

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成23年5月6日(2011.5.6)

【公開番号】特開2010-163278(P2010-163278A)

【公開日】平成22年7月29日(2010.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2010-030

【出願番号】特願2009-9257(P2009-9257)

【国際特許分類】

B 6 5 H 31/12 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 31/12

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月18日(2011.3.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】シート体収容装置及び画像形成装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

本発明は、原稿等のシート体を排出する排出口近傍に設けられたシート体収容装置、及びこれを備えた画像形成装置に関するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

そこで、本発明は、排出されるシート体が載置されるべき載置面が排出口の下方に設けられていても載置面に向かってスムーズにシート体を排出し、シート体の折れ曲がりを防止することができるシート体収容装置、及びこれを備えた画像形成装置を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

この発明のシート体収容装置は、シート体を排出する排出口の下方にシート体の載置面が設けられたシート体収容装置であり、案内部材、移動手段、を備えている。案内部材は、排出口側の第1の所定位置と載置面側の第2の所定位置との間で上下方向に変位可能に支持され、排出口から排出されるシート体を載置面へ誘導する。移動手段は、第1の所定位置および第2の所定位置の間で案内部材を移動可能に支持し、所定枚数のシート体が載

置面に載置されたときに第2の所定位置に案内部材を移動させる。案内部材は、排出口と離間する側の端部を揺動可能に軸支されている。移動手段は、案内部材の端部近傍の下面を上方に付勢するように設けられている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シート体を排出する排出口の下方に前記シート体の載置面が設けられたシート体収容装置であって、

前記排出口側の第1の所定位置と前記載置面側の第2の所定位置との間で上下方向に変位可能に支持され、前記排出口から排出される前記シート体を前記載置面へ誘導する案内部材と、

前記第1の所定位置および前記第2の所定位置の間で前記案内部材を移動可能に支持し、所定枚数の前記シート体が前記載置面に載置されたときに前記第2の所定位置に前記案内部材を移動させる移動手段と、

を備え、

前記案内部材は、前記排出口と離間する側の端部を揺動可能に軸支され、

前記移動手段は、前記案内部材の前記端部近傍の下面を上方に付勢するように設けられたシート体収容装置。

【請求項2】

前記移動手段は、前記所定枚数の前記シート体が前記載置面に載置されたときに前記案内部材に作用する前記シート体の押圧力によって前記案内部材が前記第2の所定位置に移動する程度の付勢力で前記案内部材を前記第2の所定位置側から前記第1の所定位置側へ付勢する、

請求項1に記載のシート体収容装置。

【請求項3】

前記案内部材の前記排出口側の端部の移動範囲を前記第1の所定位置および前記第2の所定位置の間に規制する規制手段をさらに備えた、

請求項1または2に記載のシート体収容装置。

【請求項4】

前記排出口から排出される前記シート体を前記シート体の排出方向における前記案内部材の下流側で前記載置面との間に挟み込むように付勢する付勢部材をさらに備えた請求項1から3のいずれか1項に記載のシート体収容装置。

【請求項5】

前記シート体の載置面の上方にシート体を収容するトレイを備え、

前記付勢部材は、一端部が前記トレイの下面に揺動自在に支持され、他端部が前記排出方向に沿って下方へ延出する請求項4に記載のシート体収容装置。

【請求項6】

前記付勢部材は、前記一端部を前記排出方向に沿って移動可能にして前記トレイの下面に支持された請求項5に記載のシート体収容装置。

【請求項7】

前記案内部材は、上面が前記排出方向に沿って曲面状に形成されており、

前記第2所定位置は、前記載置面よりも下方に位置する請求項1から6のいずれか1項に記載のシート体収容装置。

【請求項8】

請求項1から7のいずれか1項に記載のシート体収容装置を備えた画像形成装置。